

# みやぎNPOプラザ施設使用団体選考要領

## 1 目的

この要領は、みやぎNPOプラザの貸事務室、常設ショップ、レストラン等の公募において、みやぎNPOプラザの指定管理者が、使用者を選考するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 選考員等

- (1) 選考の事務局は、みやぎNPOプラザ内に設置する。
- (2) 選考は次の5名で構成する選考委員で審査し、選考する。NPOに関する学識経験者1名、NPO支援組織から2名、宮城県職員1名、及びみやぎNPOプラザ指定管理者1名。
- (3) 事務局は、選考日以前に選考委員に対して、選考方法等に関し適切に説明するとともに、選考当日の事前打合せにおいても、確認の意味で再度説明するものとする。

## 3 審査方法等

- (1) 応募団体から提出された申込書（関係書類を含む）に基づき資格要件の審査、及び応募団体のヒアリング（公開）によって実施する。
- (2) ヒアリングの順番は、ヒアリング当日「くじ」により決定する。
- (3) 各応募団体からのヒアリング時間は、「提案内容の説明」を5分以内、「質疑応答」を20分程度とする。
- (4) 選考委員は、別紙「選考評価表」に基づき審査を行う。
- (5) 選考は、次に掲げる手順により行う。
  - ①別に定めた「審査基準」によって、各項目ごとに選考委員が6段階の点数を付ける得点方式で行う。
  - ②選考委員の評価表の得点に基づき、選考委員で協議を行い、その結果をもとに指定管理者が採択団体を決定する。
  - ③得点が満点の6/10に満たない団体は、募集数に満たない場合でも採択しないこととする。
- (6) 使用補欠団体について
  - ①得点が満点の6/10を満たした団体は、得点の順位の順で使用補欠団体とする。
  - ②使用補欠団体として決定した日から起算して5ヶ月以内の期間に限り、既使用団体が使用取り消しや使用期間満了前に退去した場合、使用補欠団体に対し使用の許可ができる。
- (7) 応募団体又は応募団体と関係する者が、選考委員又は事務局に対し、使用団体として採択するよう働きかけた場合には、応募団体を失格させるものとする。

## 4 審査結果の通知

選考結果（項目ごと合計点と総合得点）については、1週間以内に応募のあったすべての団体に通知する。

## 5 その他

この要領に定めるもののほか、選考の運営に関して必要な事項は、選考委員と事務局が協議して定める。